

第53号議案

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年6月5日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

市の区域外に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務等に従事した職員に非常作業手当を支給するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年芦屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
附 則			附 則		
			<u>（職務の級の再編に伴う経過措置）</u>		
4 <u>削除</u>			4 <u>当分の間、別表技術技能手当の項の規定の適用については、同項第3号中「3級以下」とあるのは「3級以下及び芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年芦屋市条例第12号）附則別表第2行政職給料表の特3級」とする。</u>		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	支給される職員の範囲	支給額	種類	支給される職員の範囲	支給額
防疫手当～汚物取扱手当	(略)		防疫手当～汚物取扱手当	(略)	
非常作	1～3 (略)		非常作	1～3 (略)	

改正後			改正前	
業手当	4 市の区域外に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務等（以下「災害対応業務等」という。）に従事した職員	<p>(1) 災害対応業務等に従事した場合 1回につき 1,000円</p> <p>(2) がけ崩れ、河川のはん濫、高潮等の現場又は災害のおそれのある極めて危険な場所において、災害対応業務等に従事した場合 1時間につき400円（深夜に従事した場合は、600円）</p> <p>(3) 前号に定める場合を除く災害対応業務等に従事した場合 1時間につき200円（深夜に従事した場合は、300円）</p>	業手当	
交替制勤務手当～年末年始等特別勤務手当	(略)		交替制勤務手当～年末年始等特別勤務手当	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の別表の規定は、令和6年1月1日から適用する。

参 照

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

市の区域外に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務等に従事した職員に非常作業手当を支給するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 非常作業手当を支給される職員の範囲及び支給額を以下のとおり追加する。

(別表関係)

ア 非常作業手当を支給される職員

市の区域外に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務等（以下「災害対応業務等」という。）に従事した職員

イ 非常作業手当の支給額

	支給対象	支給額
1	市の区域外に派遣され、災害対応業務等に従事した場合	1回につき1,000円
2	がけ崩れ、河川のはん濫、高潮等の現場又は災害のおそれのある極めて危険な場所において、災害対応業務等に従事した場合	1時間につき400円 深夜（※）に従事した場合は、600円
3	2以外の災害対応業務等に従事した場合	1時間につき200円 深夜（※）に従事した場合は、300円

1の支給額に2又は3の支給額を加算する。

※ 深夜とは、午後10時から翌日の午前5時まで

- (2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行し、2(1)の規定は、令和6年1月1日から適用する。